

## 各委員からの事前の御質問・御意見への事務局回答

資料 3

提出委員	質問・意見の概要	事務局回答
【地籍調査関係】		
○計画の構成について		
布施委員	資料2では、十箇年計画の概要として大きく3点を挙げているが、資料1(計画本文案)では事業量と迅速化・効率化の2点のみとなっている。何か理由があつて限定的な記載になっているのか。資料1において、効率的な実施のために、新たな指標により国民の理解・協力を促進するという位置付けもあり得るかと考える。	資料1(計画本文案)については、法律上定められた計画事項について、従前からの「事業量」と、今回の法改正により追加された「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」を項目立てて記載した上で、関連して取り組む事項を記載し、これらの取組を総合的に推進することで、新たに追加した優先実施地域進捗率を含めた進捗率目標の達成を目指すという構成としております。 一方、資料2(計画の概要)については、第7次計画のポイントをより分かりやすく説明する観点から、①「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」を位置づけたこと、②6次計画実績の1.5倍の進捗を見込んでいること、③新たな指標を提示すること、の3点を特にお示しているところです。
○事業量の設定について		
伊藤委員	資料2において、効率的な調査手法の導入により、第6次の事業量の1.5倍を目指すとされているが、新たに導入されるいくつかの調査手法のうち、どの手法がどの程度事業量を伸ばすと考えられているのか(どの手法がもっとも事業量を伸ばすのか)という点について教えてほしい。	今回の見直しで新たに導入する「新たな調査手続きの活用」及び「効率的な調査手法の導入」のいずれも、事業量の増加に寄与するものと考えており、個別の手法毎に定量的な効果をお示しすることは困難ですが、これらの手法の導入が順調に図られた場合の迅速化・効率化の効果を、全体として1.5倍と想定しているものです。 (なお、事業量の伸びという観点では、他地域に比較して単位区域当たりの事業面積の大きい山村部に関連する手法である、リモートセンシングデータの活用による効果が大きくなるものと考えています。)
千葉委員	資料2の10ページでは基本調査による効率的な調査手法の導入の促進が求められているが、計画案における基本調査の調査面積は450 平方キロメートルと第6次計画での目標の14%程度であり、調査面積が少ないのでないか。	基本調査については、第6次十箇年計画では、遅れている都市部と山村部の地籍調査において市町村の負担軽減を図るために位置づけでしたが、新たな第7次十箇年計画では、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図るために効率的な調査手法の活用事例を蓄積・普及させるためのものとして、位置づけや事業内容等を見直したことによって、計画事業量が前計画と大きく異なっているところです。
○調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置に関する記載について		
伊藤委員	計画に新たに盛り込む「調査の迅速かつ効率的な実施を図るための措置」について、資料1では、「効率的な実施」の説明はあるが、「迅速」について説明がないように見受けられることから、「迅速」についての説明があつた方がよいのではないか。	資料1(計画本文案)1ページ16行目「具体的には～」の文における「新たな調査手法の活用」及び「効率的な調査手法の導入」の2つの要素によって、「地籍調査の迅速かつ効率的な実施」を図るという整理を考えております。 すなわち、「所有者探索のための固定資産税情報の活用等の新たな調査手法」や「リモートセンシングデータの活用などの効率的な調査手法の導入」は、調査の効率化だけでなく、迅速化にも繋がるという趣旨です。
○調査手続きの見直しについて		
中山委員	資料2の10ページの中の、土地所有者の探索における固定資産課税台帳等の利用を可能とする措置について、固定資産税を納めている者が現地立会の際の立会人となることができると理解して良いか。相続人が確定されていない場合、また、共有地の場合は、納税者は土地所有者として現地立会ができるのか、あるいは納税者は土地占有者として現地立会するのか。	固定資産課税台帳等を利用可能とすることは、納税者を端緒として、現地立会いを求める所有者(所有権登記名義人等)を効率的に探索するためのものであり、納税者に現地立会いを求める趣旨ではありません(ただし、現行と同様、その土地に対して有する権利の内容や筆界に対する認識を踏まえ、納税者に「利害関係人」として立会いを求める場合はあり得ると思われます。) また、相続人が確定されていない(相続登記が未了である)場合については、所有権登記名義人等の法定相続人を探索し、当該相続人に立会いを求めるものであり、あくまでも法定相続人を探索するという点については、現行の運用を特段変更するものではありません。

提出委員	質問・意見の概要	事務局回答
中山委員	<p>資料2の10ページの中の、筆界案の公告により調査を実施する手法について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公告することにより筆界が確定するのか。</li> <li>・筆界が確定するのであれば、筆界案に対する登記官の関わりはどのようになるのか。</li> <li>・公告手続きの要件は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆界案の公告は、一筆地調査を行う上での手続であり、当該公告によって筆界が確定したり、地籍調査上の手続が完了するものではありません(地籍調査の完了には、地籍図案の閲覧等の法定の手続きが別途必要です。)。</li> <li>・登記官との関係については、公告に当たり登記官との協議を要件とすることは想定しておりませんが、地籍調査全般において、地籍調査担当部局が登記官と更なる連携を図ることができるような取組を検討してまいりたいと考えています。</li> <li>・筆界案の公告により一筆地調査を行う場合の要件としては、所在不明の所有者がいるが、一部の判明した所有者や既存の地積測量図等の情報により筆界案の作成はできるものの、判明しない所有者の確認が得られず調査ができないような場合を想定しています。</li> </ul>
○地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入について		
中山委員	<p>資料2の10ページの中の、官民境界の先行的な調査について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土調査法上の認証を得て公表とあるが、公表するのは、実施市区町村と法務局になるのか。</li> <li>・実施市区町村と法務局が地籍図として管理していくことになるのか。</li> <li>・測量成果の精度維持に要する費用等の手当はあるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官民境界を先行的に調査し、認証を得た成果(地籍図ではなく、街区境界調査図及び街区境界調査簿(仮称)とすることを検討)については、実施市区町村が公表し、その管理を行うこととなります。</li> <li>・当該成果は登記所に送付され、当該成果によって道路等に面した土地の所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所の変更・更正の登記が行われますが、街区境界調査図(仮称)は、一筆ごとの土地の区画を明らかにするものではないため、地籍図のように登記所備付地図となるものではありません。</li> <li>・測量成果の精度維持(管理)に要する経費は、これまでと同様に、国の負担金等の対象とはなりません。</li> </ul>
千葉委員	資料2の10ページの官民境界の先行調査は、実施する市区町によって仕様が異なると聞いているが、統一した仕様が良いのではないか。	御指摘のよう、これまで実施している官民境界等先行調査については、国土交通省の通知に基づき、地域により独自に手引き等を作成して取り組まれてきたところですが、今回法律に位置付けた街区境界調査について、調査が円滑に実施されるよう、今後、統一的な方法を示していくことを考えております。
千葉委員	資料2の14ページの基本調査について、リモートセンシングデータ活用型の実証報告はされたが、MMS等活用型については、実証結果の報告はされていないので精度検証等の報告が必要ではないか。	MMSで計測した成果を活用した調査手法については、令和元年度より基本調査を通じた実証を開始したところですが、今後、実証結果がまとまり次第、その精度検証結果や基本調査での活用方法をまとめたマニュアル等を公表してまいりたいと考えています。
○新たな指標の設定について		
若林委員	中間とりまとめの検討時(第10回小委員会)の際の「指標について、特定時点の進捗だけでなくその経過も示すことにより、現在の取組状況が分かるようにすることも必要」という意見への対応は、今回の資料にどのように反映されているのか、教えてほしい。	当該御意見を踏まえて、昨年6月の小委員会報告書(12ページ)において、「新たな指標としては、…各市町村における最近の取組状況を評価するための実施事業量…が考えられる。」と記載したところであり、この指標については、十箇年計画上の指標としては位置付けておりませんが、今後、国土交通省ホームページ等に掲載するよう検討しているところです。

提出委員	質問・意見の概要	事務局回答
市古委員	実際の事業実施においては、単に「DID」「林地」という区分だけでなく、もう少し詳細な、あるいは異なる観点の区分が見いだせると、調査の進捗についての理解もしやすくなるのではないか。例えば、林地について、全て一緒に考えるのではなく、防災・減災や森林施業の必要性等の観点から、里山と奥山を分けて考えるということがあってもよいのではないか。	今回、優先実施地域での進捗率という指標を新たに導入することとしており、これにより、例えば林地については、手を入れる必要のない天然林等を「優先度の低い地域」に、防災・減災や森林施業の必要性の高い林地を「優先実施地域」に位置付けることによって、より政策的な優先度の高い箇所から調査を実施し、その進捗を評価していくことが可能であると考えています。 また、昨年6月の小委員会報告書においては、新たな指標の例として災害想定区域における実施率等も挙げられていることから、こうした指標の示し方について引き続き検討することで、御指摘にあるような、更にきめ細かな評価を行うことも可能となるものと考えています。
○市町村等への支援について		
清水委員長	資料2の11ページ(国土交通大臣の援助)の「地籍アドバイザーの派遣」について、地籍アドバイザーはこれまであった制度であり、法改正によってどう変わったのか。	御指摘のとおり、地籍アドバイザーはこれまで実施している制度ですが、今回の法改正により、国土調査法に、国土交通大臣による援助規定が新たに設けられたことから、国土交通省として、当該制度等による地方公共団体への支援を、これまで以上に戦略的に実施していきたいと考えています(例えば未着手・休止市町村への重点的なアドバイザーの派遣等)。
吉原委員	第7次国土調査事業十箇年計画(案)は、当検討小委員会のこれまでの議論に即した内容であると理解した。第7次計画では、「調査の迅速かつ効率的な実施を図るために措置に関する事項」が明確に記載されており、これらの事項を今後着実に推進していくためには、各施策の意義と手法を市町村に浸透させていくことが必須である。その意味で、地籍アドバイザーなど「地籍調査に関する助言を行う有識者等の地方公共団体等への派遣」が今後さらに拡充することを望みたい。(例えば、今般の法改正によって地方公共団体が筆界特定を申請できることとなつたが、以前関係者から、「地籍調査の予算は作業工程ごとに単年度会計のため、筆界特定を申請しても解決が翌年度にまたがるおそれのある場合は、市町村は予算措置の関係から申請をためらう可能性がある」という声を聞いたことがある。これが自治体職員の誤解であれば、地籍アドバイザーから正しい制度の活用方法を伝える余地があると考える。)新たな十箇年計画が広く共有されることで、地籍調査が、転換点にある土地政策の要の1つとして各種施策の起点となることを願いたい。	今回案としてお示している十箇年計画を実効性のあるものとしていくため、国土交通省として、今般の法令改正によって導入する新たな調査手法について地方公共団体へ広く周知し、その活用を促してまいりたいと考えております。また、今回の法改正により、国土調査法に、国土交通大臣による援助規定が新たに設けられたことから、地籍アドバイザー等によるきめ細かな助言等、市町村への支援をこれまで以上に戦略的に実施していきたいと考えています。 なお、市町村職員の声として御紹介のあった点については、国・地方公共団体ともに単年度会計であるため、筆界特定制度の活用に当たっては、そのような懸念も想定されるところであり、単年度に収まりやすくするよう、その手続の期間を短縮する方策等について法務省と協議するとともに、筆界特定手続きが年度をまたぐ場合なども含めた翌年度への繰り越しを行う場合の手續なども含めた地籍調査における筆界特定申請の進め方に関する手引等の作成、地籍アドバイザーによる助言等を行うことにより、筆界特定制度を活用しようとする地方公共団体を支援してまいりたいと考えています。

提出委員	質問・意見の概要	事務局回答
山脇委員	資料2の10・11ページに関連して、法改正により、より地籍調査の円滑化・迅速化が図れることになった旨を地方公共団体等に広く周知することが肝要と思われる。地籍アドバイザーの派遣についての具体的な方法等、きめ細かな助言も必要だと思われる。	今回案としてお示ししている十箇年計画を実効性のあるものとしていくため、国土交通省として、今般の法令改正によって導入する新たな調査手法について地方公共団体へ広く周知し、その活用を促してまいりたいと考えております。また、今回の法改正により、国土調査法に、国土交通大臣による援助規定が新たに設けられたことから、地籍アドバイザー等によるきめ細かな助言、必要な知識習得のための研修会の実施等、市町村への支援をこれまで以上に戦略的に実施していきたいと考えています。
山脇委員	資料2の15ページの「未着手・休止市町村の解消」については、まず、担当部署の把握と、定期的な情報提供、事業開始・再開予定時期の問い合わせなど、連絡を密にとることで、地籍調査への意識を高めるようになることが、重い腰を上げさせることになるのではないかと思われる。	未着手・休止市町村の解消に向けては、国として、都道府県とも連携しながら、市町村の状況・意向の把握に努めているところですが、調査に関する理解や意識を高めるための情報(地籍調査の効果や、実施に必要な予算・体制など)の提供や、地籍アドバイザーの重点的な派遣等についても工夫して行ってまいりたいと考えています。
市古委員	「地籍整備の推進に関する政策評価」の勧告にある「地籍整備における法務局等と市町村の連携の促進」について、第7次国土調査事業十箇年計画に表現していくことは重要。	御指摘の政策評価の勧告に関する連携の促進などを通じ、地方公共団体等への継続的な支援に取り組む」と記載しているところであります。今後、関係省庁間で連携しながら、具体化を図ってまいりたいと考えております。
○計画に基づく地籍調査の着実な実施について		
石井委員	十箇年計画案の内容については概ね賛成。 地籍調査の予算について、「地籍整備の推進に関する政策評価」の取りまとめの方向性(総務省)の5項目にもあるとおり、近年国庫負担金の要望に対する交付率が低下しており予算不足の状況。加えて、第7次十箇年計画では、第6次計画の約1.5倍の面積を調査する目標を掲げており、予算枠拡大の必要性は明白。事業主体の自治体としては、計画が十分に実行できる予算の確保が重要。	今般の土地基本法等の改正の国会審議における両院の附帯決議の中でも、「国土調査事業十箇年計画に基づく事業の着実な推進のため必要となる予算の確保に努めること」とされたところであります。国土交通省として、毎年度の予算要求や補正予算の機会を捉えて、引き続き、必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えています。なお、今回の法改正による新たな手法の導入により、同一の予算でも従来よりも調査面積が大きくなることも想定されるところであります。予算の確保に加え、こうした措置の導入促進を図ることで、計画事業量の実施を目指してまいりたいと考えております。
【土地分類調査関係】		
市古委員	「土地分類基本調査(土地履歴調査)」について、市町村が立地適正化計画を策定するにあたり、この調査の重要度が増しているところであります。人工改変地形などは、適切な都市構造形成を推進していくうえで重要な情報なのでしっかりと調査を推進すべきである。	御指摘のとおり、自然条件を無視した土地開発や利用に起因する災害の顕在化等で土地の安全性に関する国民の意識や関心が高まる中、過去の土地の状況や造成等の改変履歴に関する情報提供も強く求められているところです。このため、本計画に基づき、自然地形・人工地形分類を含む土地履歴調査を着実に実施し、GISデータとしてオープンデータ化を進め、コンパクトシティーの取組等での活用を促進してまいりたいと考えております。

提出委員	質問・意見の概要	事務局回答
近藤委員	「土地分類基本調査(土地履歴調査)」について、計画案どおりの主題図整備が必須である。一方、昨今の災害の頻発および人口減少問題の顕在化のもとで、次の10年は地域における防災、土地利用計画の具体化が必要である。その際、地域の個別の①地形分類、②災害履歴、③土地利用変化の重ね合わせによる地域固有の特徴抽出が有効であり、それらの情報を地域固有の計画として活用していくうえで、例えば教育や行政との連携の強化等に関する仕組みが必要となってくるであろう。	次期十箇年の土地分類調査(土地履歴調査)においても計画案どおり、自然地形・人工地形分類、災害履歴、土地利用の変遷について、主題図を整備いたします。 御指摘のとおり、個別の地域においてGISを利用し①地形分類、②災害履歴、③土地利用の各データを解析することは、地形の改変や過去の被災範囲及び被災状況、土地利用の変化など地域固有の特徴抽出に有効な手段あります。また、本調査の成果は、GISデータとしてオープンデータ化を進め、インターネットを通じて広く一般に公開すると共に、自治体と連携、協力し、例えば、学校教育や生涯学習を通して、災害と地形の因果関係や災害から身を守るための防災教育での資料として活用いただくほか、地域の防災、土地利用計画等での利活用についても促進していきたいと考えております。
久保委員	「土地分類基本調査(土地履歴調査)」について、成果普及には、よりいっそうの工夫が必要である。	御指摘のとおり、土地分類基本調査(土地履歴調査)の成果普及を一層進めていく必要があると考えております。このため、計画に基づき、自然地形・人工地形分類や災害履歴を含む土地履歴調査を着実に実施し、GISデータとしてオープンデータ化を進め、インターネットを通じて広く一般に公開すると共に、自治体との連携、協力による防災教育等での活用や安全安心なまちづくりの取組等での活用の促進など、成果普及に取り組んでいきたいと考えております。